

平成19年度 包括外部監査の結果及びこれに対して講じた措置

専修学校等に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について

1 共通

結果の概要		左記に対して講じた措置
項目	概要	
現物実査における遊休物品の把握について	遊休物品についての明確な基準を定義する、あるいは具体例を提示することにより、遊休物品の把握を行うよう検討する必要がある。	<p>物品の現物実査実施要領において遊休物品の定義を「所属として、現在利用していない物品をいう。(ただし、1年以内に修繕しようとしている物品を除く。)」と改正しました。</p> <p>また、イントラネットの掲示板を活用し、遊休物品の有効利用を図るよう通知しました。</p> <p>(出納管理課)</p>
		<p>物品の現物実査実施要領に基づき、現物実査に併せ遊休物品の把握をしました。</p> <p>なお、学内で使用しない物品は、他の物品と混在しないよう遊休物品と分かる表示をし、保管場所を定め保管しました。</p> <p>また、イントラネットの掲示板を活用し、遊休物品の有効利用を図ります。</p> <p>(国際情報科学芸術アカデミー)</p>
		<p>物品の現物実査実施要領に基づき、現物実査に併せ遊休物品の把握をしました。</p> <p>また、イントラネットの掲示板を活用し、遊休物品の有効利用を図ります。</p> <p>(国際園芸アカデミー)</p>
		<p>物品の現物実査実施要領に基づき、現物実査に併せ遊休物品の把握をしました。</p> <p>また、イントラネットの掲示板を活用し、遊休物品の有効利用を図ります。</p> <p>(森林文化アカデミー)</p>
		<p>物品の現物実査実施要領に基づき、現物実査に併せ遊休物品の把握をしました。</p> <p>また、イントラネットの掲示板を活用し、遊休物品の有効利用を図ります。</p> <p>(国際たくみアカデミー)</p>

## 2 国際情報科学芸術アカデミー

結果の概要		左記に対して講じた措置
項目	概要	
備品管理について	<p>平成18年度の包括外部監査において情報科学芸術大学院大学の備品管理の問題を指摘しており、現場ではその対応は取られていたものの、最終的な実査結果は監査の実施段階では確認することはできなかった。</p> <p>今後はマニュアルに従った適切な管理と指定期間内に備品実査が実施されるよう、イアマス（国際情報科学芸術アカデミー及び情報科学芸術大学院大学）は当然のこと、人的応援を行うといった関連部署の協力も必要である。</p>	<p>包括外部監査現地調査時に一部残っていた備品の所在確認を続行し、全教職員からの状況聴取や経緯の確認などの追跡調査を行い、それらを取りまとめ、平成19年度にアカデミー及び大学院大学の全備品の実査を終了し報告しました。</p> <p>平成20年度は、マニュアルに従い適切な管理と期間内に備品実査を実施しました。今後は、必要に応じて関連部署からの協力を受けて、指定期限内に備品実査を行います。</p>

## 3 国際園芸アカデミー

結果の概要		左記に対して講じた措置
項目	概要	
備品管理の状況について	<p>現物との照合が適正に実施できるように、国際園芸アカデミーの物品管理について事務委任されている農業高等学校は、物品一覧表の不備を修正する必要がある。また、今回現物確認した物品について特に廃校となった学校からの管理換えの物品については、再確認し利用頻度が低いようであれば、農業高等学校は物品一覧表に遊休物品として登録する必要がある。</p>	<p>物品一覧表の不備については、農業高等学校が修正しました。</p> <p>また、廃校になった学校からの管理換え物品については、再確認したところ、利用頻度が低いものがあったため、農業高等学校がこれを遊休物品として登録しました。</p> <p>これらについては、イントラネットの掲示板を活用し、有効利用を図ります。</p>

## 4 森林文化アカデミー

結果の概要		左記に対して講じた措置
項目	概要	
備品管理について	<p>物品一覧表の不備を適正に修正するためには、実査担当者が物品の現物実査実施要領を遵守して現物実査を行い、その結果に裏付けられた現物実査結果報告書を作成し報告することを徹底する等の検討が必要である。</p>	<p>物品の現物実査実施要領に基づき、現物実査を行い、現物実査結果報告書によりその結果を報告しました。</p>
施設設備の維持管理について	<p>県の財政状況からすれば、大規模修繕が必要となった段階でそれを一度に行えるような予算は立てられない可能性が高く、今後大規模修繕に備えて資金面における計画を立てておく必要がある。</p> <p>また、建築家との意匠権の問題についても設置に関係した職員が在籍するうちに明らかにしておく必要がある。</p>	<p>大規模な修繕については、意匠権についても明らかにした計画を策定し、適正な維持管理に努めます。</p>

結果の概要		左記に対して講じた措置
項目	概要	
非常勤講師の勤怠管理について	単発で1日のみの非常勤講師についても、非常勤講師として出勤簿またはそれに代替するものを備え付け、必ず署名・押印してもらうことにより、事務局で勤怠管理をするよう検討すべきである。	すべての講師について出席確認票により勤務の確認を行いました。

## 5 国際たくみアカデミー

結果の概要		左記に対して講じた措置
項目	概要	
平成18年度の実査状況について	すべての物品が物品一覧表と照合できたと実証するためには、すべての実査帳票が保管されてなければならない、すべての物品を確認した証跡が残されていることが必要である。	物品確認のために使用した実査帳票等についても保管することとしました。
備品管理の状況について	物品一覧表の不備を適正に修正するためには、国際たくみアカデミーの実査担当者が、物品の現物実査実施要領を遵守して現物実査を行い、その結果に裏付けられた現物実査結果報告書を作成し報告することを徹底させる等の検討が必要である。	現物実査を行う前に、物品の現物実査実施要領について説明会を実施し周知徹底を図ったうえで、当該要領に基づいて現物実査を行い、その結果を踏まえた現物実査結果報告書を作成しました。
国際たくみアカデミー（職業能力開発校）の授業料等の無料について	技能労働者を養成するという国民経済的、労働政策的考慮と求職者の経済的負担を鑑みて無料としているとのことであるが、普通課程の訓練料は、一部私立学校とも競合する関係にあること、離職者より進学者が多く入学している料があること、また他県の徴収状況も考慮しながら、今後も普通課程の無料を継続してよいのかどうか検討をする必要がある。	経済的事情により授業料徴収に配慮が必要な対象者に考慮しながら、授業料有料化について検討します。
国際たくみアカデミー（職業能力開発校）の人件費について	単純な誤謬であり管理上問題はなかったが、出勤簿や職員録に不備が多いということは、勤怠管理が適切に行われていないのではという疑義が生じるため、担当者のみに任せるのではなく、校長が管理書類の確認をしっかりと行う必要がある。	勤怠管理については、書類の整備も含めて、今後校長の責任において確認を徹底します。
指導員の消耗品等購入支出について	実習等で必要とされる消耗品等の購入に際し、事務局での内容に関するチェックが十分でないため、支出を抑える牽制機能がうまく働かない可能性がある。支出削減のためには、事務局が牽制機能を発揮できるよう、その必要性、緊急性に対する判断が可能な資料の添付を制度化すべきである。	消耗品の購入に当たっては、事前決裁にその用途（訓練内容）や使用時期を明記させ（必要に応じて資料も添付）、必要性等を判断することとしました。

平成19年度 包括外部監査の意見及びこれに対して講じた措置

専修学校等に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について

1 共通

意見の概要		左記に対して講じた措置
項目	概要	
備品等の金額基準について	例えば備品としての計上基準を一律10万円以上に引き上げるとともに、10万円未満の物品については、物品一覧表の登録を義務づけない。しかし、物品一覧表に登録したすべての物品の除却は所定の手続を経て、除却理由を明確化するとともに除却資料の保存を徹底させるような効率的な管理を検討することが望まれる。	物品登録基準金額について、包括外部監査人の意見や他県状況を踏まえて、基準額の引き上げ等効率的な管理について検討していきます。 (出納管理課)
備品整理票の記載内容について	平成19年度において、物品一覧表の改正に伴い、物品固有番号が変更されたため、備品整理票も変更となったが、変更後の備品整理票に所在場所コードは記載されていない。平成19年度の実査に伴い備品整理票の貼り替えも完了していることから、各所属において必要に応じて補助的に所在場所がわかるように別途任意の整理票を貼付するなどの工夫も考えられる。 なお、その場合に頻繁に移動する物品については、所在場所がわかりやすいように整理票を色別にするなどの方法も考えられる。	適切な備品管理のためには、当該備品に関する所在場所及び管理者が確認できることが望ましいことから、貸出用備品など頻繁に移動する物品には、備品整理票と併せ、貸出備品であることが区別できるシールを貼付しました。 また、アカデミー及び大学院大学の全備品に所在場所と管理者を表記したシールを平成20年度中に貼付しました。 (国際情報科学芸術アカデミー)  所在場所からの移動の少ない備品については、物品一覧表により所在場所の確認を行いました。一方、頻繁に移動する物品については、備品整理票に所在場所を記載し、効率的な物品管理に努めています。 (国際園芸アカデミー)  備品については、所在場所を示したラベルを貼付しました。 (森林文化アカデミー)  各備品に所在場所(定置場所)を表示しました。 (国際たくみアカデミー)
固定資産の取得(資本的支出)と修繕費の概念について	修繕に関する支出の内容を検討し、資本的支出か修繕費かを区別して処理するという会計的対応は難しいかもしれないが、管理上資本的支出を継続的に把握し、費用対効果を常に検討することが望まれる。	施設設備の大規模修繕費などの資本的支出について、施設設備ごとに記録し継続して把握することで、管理運営上の資料として活用します。 (国際情報科学芸術アカデミー)  施設設備の修繕費については経年の支出が把握できるよう記録の整理を行いました。費用対効果を検討し、施設設備の管理に努めます。 (国際園芸アカデミー)  修繕状況一覧表等を作成しました。施設管理運営上の資料として活用します。 (森林文化アカデミー)

意見の概要		左記に対して講じた措置
項目	概要	
		各施設設備の大規模修繕費の支出について、継続的に把握できるよう記録することとし、管理運営上の資料として活用します。 (国際たくみアカデミー)
時間外勤務時間の記入方法について	あくまで目安ではあるが、例えば10分を区切りに業務を行うというような方針を立て、従事する職員の共通認識とすることで、記入単位のばらつきは減少すると思われる。	時間外勤務の記入は、実際に勤務した時間(実績)を記入すべきものであり、結果的に時間外勤務の記入時間が10分あるいは30分といった区切りにはならないこともあります。もっとも、時間外勤務を命令する際、計画的に業務を遂行できるよう方針を立て、不要な時間外勤務を行わないことは重要です。そのため、所属長等が時間外勤務を命令する際には、事前命令と事後確認を徹底し、業務内容の確認に基づく命令の発出と手当の支給を適正に行うよう通知をしました。今後も、適正な命令及び実績管理が行われるよう努めてまいります。 (人事課)
委託契約について	適正な委託設計金額の積算が行われているかを再確認し、指名基準を見直すこと、または一般競争入札にすることにより、参加業者の新陳代謝を図ることによって、効果的な入札が行われることが望まれる。	平成19年度業務委託契約に際して、積算の見直しを行うとともに指名業者の選定条件を上げ、従来の2倍の20社程度に増やし、競争性を高めました。 また、平成20年度の契約においても、更に積算等の見直しを行い、効果的な執行に努めました。 (国際情報科学芸術アカデミー)
		適正な委託設計金額の積算に努めるとともに、入札に際しては効果的な入札となるよう指名業者の選定条件を可能な限り見直し、指名入札参加者数を増やすことにより競争性を高め、効果的な入札に努めます。また、案件によっては、電子調達を活用し、競争性のある効果的な執行に努めます。 (国際園芸アカデミー)
		平成20年度の委託実施にあたり、委託設計の積算内容を再確認しました。引き続き、業務内容・積算基準を明確にするとともに、業者選定についても見直しを図ります。 (森林文化アカデミー)
		予定価格の算出方法の再確認を行うとともに指名基準を見直しました。これにより、平成20年度は過半数の指名業者が入れ替わりました。 (国際たくみアカデミー)

2 国際情報科学芸術アカデミー

意見の概要		左記に対して講じた措置
項目	概要	
学内清掃業務について	<p>予定価格、落札価格については、金額や下落割合を見ても大きな変動はなく同じような水準で推移しており、本来競争入札に求められる公正な価格競争という機能が十分に働いているとは言えない状況にある。</p>	<p>平成19年度は指名業者の選定条件を拡げ、11社から23社へ拡大するとともに、委託業務内容について適正な業務内容に見直しました。平成20年度の契約では、積算内容について見直しを行い更に改善に努めました。</p>
サーバサービス提供事業業務及びWDM機器機械保守業務について	<p>サーバサービス業務自体の規模縮小など、新たな方向性も模索していく必要があると思われる。学生数、研究内容及び国際情報科学芸術アカデミーの運用形態に対してこれだけのサーバサービスが必要かどうかと併せて検討を要求したい。</p> <p>WDM機器保守については、サーバサービス業務と契約業者が同一であることから、契約を統合してコスト削減につなげる努力が期待される。</p>	<p>サーバサービスの効率的な運用とコスト削減を図るため、平成21年度に予定しているネットワークシステム機器の更新時に、サーバサービス容量とサーバ利用実績の把握及び契約に係る積算金額についての見直しを行うとともに、サーバサービス提供事業も含め、各種機器の維持管理業務委託を一括・複数年契約（債務負担）とします。</p>
ネットワーク機器等維持管理業務及び定期メンテナンス業務について	<p>一者随意契約にする理由にあるように、ネットワークシステムのコスト、信頼性を重視するのであれば、これら個別の維持管理業務を集約してコスト削減、信頼性の向上をはかるべきである。これと併せて作業実績に見合った積算金額の設計を行い、長期間同一業者との契約が続くなかで業者との間に馴れ合いが生じないように注意するとともに、一般競争入札による複数年契約の可能性も検討することが望まれる。</p>	<p>現在、平成21年度に予定しているネットワークシステム機器の機器更新にあたり、維持保守業務を含むリース契約を、一般競争入札による複数年契約（債務負担）とすることとし、個別の維持管理委託業務の集約についての契約方法及び契約内容の見直し、システムの全体の効率的な運用・コスト削減を検討します。</p>
その他	<p>従来官主導による産業振興から民主導による産業振興への転換やイアマスとソフトピアジャパンの機能的な連携強化など、様々な課題があるようである。</p> <p>現場、関係部署、関係企業などの関係者の意見調整に時間がかかっているようであるが、時間が経過するほど対応も遅くなるため、早急にイアマスの今後の運営方針を明らかにするとともに、県民にも情報公開していくことが望まれる。</p>	<p>今後のイアマスの方向性を明確にするために、「I A M A Sの今後のあり方」を策定し公表しました（H21.2.26）。</p>

3 国際園芸アカデミー

意見の概要		左記に対して講じた措置
項目	概要	
情報システム整備業務について	<p>学生定員が80名でしかない当アカデミーに対し、果たして諸条件を加味した総合評価一般競争入札でのシステム導入、維持管理が必要であったのか、むしろ収支のバランスから見てできるだけシンプルなシステムを一般競争入札で購入すれば良かったのではないかとこの考え方もできる。</p> <p>契約当初にすべてを予測することは困難であるが、本当にこの契約によりトータルコストが抑えられたのかを十分に検討し、次回の契約時に生かしていくことが望まれる。</p>	<p>現行契約は平成20年度末に終了し、平成21年度に新たな契約を締結する必要があるため、平成19年度から学内に情報システム検討会議を設置し、システムの規模縮小や契約内容の見直しなど、トータルコストを含め次期契約について検討しました。契約に当たっては、一般競争入札により、競争性のある効果的な執行に努めます。</p>
空調設備機器保守点検業務について	<p>必要性の有無に関係なく一律に支出を削減することが続けばこのような委託業務を受託する業者がいなくなる可能性があるため、複数の施設の業務をまとめて委託するなど、県の施設全体で経済性を追求することが望まれる。</p>	<p>近隣の県施設の状況を確認したところ、保守点検業務の予算措置がなされていない状況であり、団体予算での対応という状況であり、経済性を追求し、複数の施設の業務委託をまとめて契約することは困難でした。このため平成19年度より、空調設備機器保守点検については仕様を見直し、保守点検回数を減らしました。今後も施設管理の経済性に配慮し、適正な執行に努めます。</p>
学生募集ダイレクトメール発送代行業務について	<p>支出の削減をもとめられるなかで、発送件数や発送回数を減少させ、最小のコストで最大の成果が上がるよう努力をされていると思われるが、オープンキャンパスといった他のPR活動を含め、他の大学とは異なるアカデミーの良さを伝えられるよう努力されることが望まれる。</p>	<p>学生募集に当たっては、県内短期大学や大学等との連携をより一層強化し、受験生のニーズの把握を行うとともに、ポスターやアカデミーのホームページの充実を図る等、他の広報手法により学生確保に努めることとし、本業務については取り止めました。</p>
清掃業務について	<p>清掃業務の仕様について、作業あたり単価が高すぎるということになる。今後は、仕様自体も毎期見直すのはもちろんのこと、作業あたり単価を実勢に近いものに調整したうえで設計金額を積算する必要がある。</p>	<p>平成20年度の契約の際には、仕様を見直し、作業当りの単価は県内の実勢に即するよう名古屋単価に格差係数を乗じて補正して積算しました。平成21年度も仕様を見直し、適正な積算に努めています。</p>
警備業務について	<p>人件費が原因で予定価格と落札価格が大きく乖離する契約は他にもあると思われ、県の積算単価を用いるとしてもそれをそのまま利用するのではなく、実績報告書等から分析、検討して、実勢に見合うよう次の契約時の積算に生かしていくことが必要である。</p>	<p>平成20年度の契約の際には、前年度実績報告書等の内容を分析し、実勢に見合う金額で積算を行いました。今後も適正な積算に努めます。</p>
生涯学習講座の収支について	<p>講座によっては受益者負担として実費徴収しているが、県の歳入、歳出に計上されていない。</p> <p>過去の不正資金問題を考えた場合、会計の透明性の観点から、徴収額を歳入に計上し支出額を歳出</p>	<p>平成21年度の生涯学習講座については、研修のあり方等の見直しを行い、実費徴収を必要とする講座を廃止します。今後、実費徴収が必要な場合は、県の歳入・歳出へ計上することとします。</p>

意見の概要		左記に対して講じた措置
項目	概要	
	に計上することについて、検討の必要があると考える。	
負担金他について	教育上止むを得ないかもしれないが、少しでも抑えられる支出は削減する必要があるため、事務局側からもその必要性に対して確認できるように、支出の効果を毎年見直しする組織的な検討が行われることが望まれる。	教授会で、支出効果及び重要性等を検討し、学校として参加を認める学会等を絞り込むことにより支出を削減しました。今後も効果及び必要性を毎年検証し、効果的な支出に努めます。

#### 4 森林文化アカデミー

意見の概要		左記に対して講じた措置
項目	概要	
警備業務について	適正な委託設計金額の積算とそれに見合う警備体制の再確認を行うことが望まれる。	平成20年度に設計金額等の見直しを実施しました。今後も警備体制の再確認と適正な委託設計積算に努めます。
情報システム保守業務について	基本となる人件費等の積算やこれに乗ずる作業時間について、形式的に設計されている印象を強く受ける。今後は各作業毎に所要時間を記入させて内容を確認し、作業日数も含めて正しい稼働日数を把握することを含めて総合的に積算方法の見直しを行うことが望まれる。また、選定業者を当初より1社のみとしていることは、競争原理を排除していることになり、単純にコスト削減に繋がらないばかりか、価格の比較検討を行う機会を逸していることになる。これを解消するためにも、選定業者の追加、ひいては競争入札を導入することが望まれる。	平成19年10月より、従業務内容詳細の記載を実施しています。今後は、稼働日数等を考慮した、適切な設計金額の積算に努めます。 平成20年度の契約では、システムを構成する一部に業者固有の構築部分があって解析が間に合わず、1者随契となりましたが、平成21年度については、一般競争入札で準備を進めております。
学内清掃業務について	前年の実績報告書を確認して、それを次回の積算方法に反映させることにより、客観的な委託設計金額の算定を行うとともに、長期間同じ業者だけが入札することが起きないように、指名入札参加条件を見直すこと、または一般競争入札を導入することによって、入札本来の機能を回復させることが望まれる。	平成19年度において業務の見直し、指名業者の入れ替え等を実施しました。今後も適切な設計金額の算定に努めます。
その他委託業務について	施設の立地条件や委託業務の専門性から、業者の選定が少数に限られてくる可能性も否めない。しかし、その状況に甘んじることなく、適正な委託設計金額の積算が行われているかを再確認し、指名基準の見直しや参加業者の新陳代謝を図ることによって、効率的な入札が行われることが望まれる。	各委託業務内容について見直しを行う検討会を開催し、適切な設計金額の算定、指名基準等の見直しに努めます。

5 国際たくみアカデミー

意見の概要		左記に対して講じた措置
項目	概要	
備品の使用状況について	<p>最新設備については、それを設置している企業と協議してインターン研修等により、その設備を使用した学習を行うべきである。あるいは、他の教育機関または職業訓練校等と連携して、設備の共有や共同活用により、使用状況の大幅な改善を図ることが望まれる。</p> <p>購入する必要があるというのであれば、卒業生の就職先となる企業からOJT等の一部移管という目的で、多少陳腐化した設備を安価で購入する手段もある。いずれにせよ、最新設備を設置し続けるには相当な支出が必要であり、抜本的な改善が早急に求められるところである。</p>	<p>当校が保有する訓練機器については開放しました。</p> <p>また、工業高校生ものづくりコンテスト等県教育委員会所管事業における積極的な会場提供など、他の教育機関の活動も進めており、今後こうした連携を強化します。</p>
学内清掃業務について	<p>年間売上高5億円以上を指名条件の一つとしているが、比較的規模の小さい業者のほうがコストを下げずに業務を行うことができる傾向もあるので、指名基準の見直しなど、より条件に適した業者が参加できるような入札環境の整備を行うことが望まれる。</p>	<p>平成20年度分から指名基準について、年間売上高5億円以上を廃止するなどの見直しを行い、指名業者を入れ替えて入札しました。</p>
委託訓練業務について	<p>実質国からの委託費によって賄われるとはいえ、特定の業者に随意契約が集中するのであれば、その理由をより明白に県民に示すことが必要と思われる。</p> <p>その他の委託訓練業務についても、上記同様に公平性を重視して、参加業者等の入替や可能な限り一般競争入札への移行を図ることを検討することが望まれる。</p>	<p>障がい者委託訓練については、「障害者委託訓練委託先企業等選考基準」を定め、ハート購入制度（障害者雇用努力企業等からの物品等調達制度）にも照らし合わせながら、委託先を決定しているところです。</p> <p>また、障がい者委託訓練受託可能な業者が徐々に複数認められるようになってきたため、平成19年度から、できることから電子調達（一般競争型随意契約）を導入しています。</p>
木工芸術スクールの学費について	<p>県外出身者の入学者については、せめて入学検定料及び入学金を徴収することを実施し、授業料についても無料でよいのかということも含め、県内入学者との差別化を検討することが望まれる。</p>	<p>現下の厳しい経済・雇用情勢を踏まえながら、授業料等の有料化について検討します。</p>
国際たくみアカデミー（職業能力開発校）及び木工芸術スクールの学生寮の寮費徴収について	<p>両校の寮の共益費の算定に関し、その計算方法については、理にかなっているとしても、基準となる実績の数値は、およそ20年前のものであり、現在もその金額によっていることは、物価水準からも合理的とはいえず、見直すことが望まれる。また、寮費についても、無料とする理由が明確でない限り原則徴収すべきではないかと考える。そして、会計の透明性の観点から、徴収金全額を歳入に計上し支出額を歳出に計上することについて、検討すべきである。</p>	<p>共益費の金額については、基準となる数値を見直す予定です。</p> <p>寮費（使用料）については、寄宿舎の建設にあたって国庫補助金の交付を受けており、その交付要件により、実費以外の経費を徴収することはできません。</p> <p>なお、食費等相当分については、生徒が消費する食材等を購入する費用であり、今後は、徴収支出などの会計について、生徒又はその保護者の運営で行うよう検討して参ります。</p>

意見の概要		左記に対して講じた措置
項目	概要	
国際たくみアカデミーの見直しについて	<p>職業能力開発短期大学校は、開設以来2学科とも定員割れで、在学生一人当たりのコストも異常に高い状況にある。他県が設置している職業訓練短期大学校の定員充足率は、岐阜県より高く、また授業料も岐阜県のほぼ倍となっている。職業能力開発短期大学校は設置が義務化されているわけではないので、県立で設置する必要があるのかどうかの再検討が望まれる。</p> <p>また、職業能力開発校は、第8次計画の課題と施策にも記載されているが、民間教育訓練機関で整備されている訓練科目については、廃止あるいは委託の検討が望まれる。</p>	<p>(職業能力開発短期大学校)          本格開校して4年目で3期生分の修了生しか輩出しておらず、実績も乏しい現時点で設置の必要性の有無について論じることには非常に厳しいところですが、第8次(平成18年度から平成22年度)岐阜県職業能力開発計画の策定において、「認知度の不足」が定員割れの原因と分析しており、この解消に向けワーキンググループを立ち上げ取り組んでいるところだ。</p> <p>(職業能力開発校・木工芸術スクール)          平成19年度中に訓練科目の段階的な整理統合について具体的な内容の検討を行いました。平成21年度から新科目で訓練を開始します。</p>

## 6 アカデミーに対する提言

意見の概要		左記に対して講じた措置
項目	概要	
連携の強化について	<p>各アカデミーの存在意義を明確にすべく、現状を踏まえた実現性のある運営方針の見直しが必要である。その中で、各アカデミーがその存在意義を明確にし、高めていくため、単独ではなく、それぞれが関係する分野のステークホルダーとの連携の更なる強化をし、まずは入ってくる学生を確保すべく、県下の高等学校と連携し、授業や実技の場を提供し、そして、県の産業に貢献するような就職の場を確保すべく、県下の企業や業者と連携し、そのニーズに合った教育を行っていく。また、研究機関とも連携して、県独自の技術も磨いていく。さらには、施設のある市町村にもその存在を知ってもらい、有効利用してもらおう。このような連携が取れ、相乗効果を生み出すことにより、真にその設置目的が達成され、存在意義が明確になると思われる。設置してまだそれほど期間が経過していないアカデミーもあり、その成果を求めるとは酷かもしれないが、例えば今後3年間でどれだけの成果を上げるといふように期間を限定し、そこで成果が出なければ、存続についても検討することが望まれる。</p>	<p>国際情報科学芸術アカデミーは、情報科学芸術大学院大学とともに「岐阜県行財政改革指針」の「公の施設等の見直し」において、「あり方検討(抜本的見直しの内容を検討するもの)」に分類されています。具体的には、平成21年2月26日に公表した「IAMASの今後のあり方」の中で、「県に設置するIAMAS検討委員会において、今後のあり方についてさらに専門的な見地からの検討を行い、平成21年度末までに一定の結論を得る」となりました。</p> <p>また、「IAMASの今後のあり方」には、「IAMASの当面の見直しの方向」として、概ね提言の趣旨に沿った施策が盛り込まれており、IAMASは、これを踏まえた「IAMAS改善行動計画」を策定します。</p> <p>(国際情報科学芸術アカデミー)</p> <p>運営諮問会議に検討委員会を設置し、(社)岐阜県造園緑化協会、高等学校、公認会計士等、多方面から意見聴取し、設立効果の検証と今後のあり方について検討を行っています。</p> <p>今後とも、園界求められる人材を育成し、県内への就職についても積極的に取り組んでまいります。</p> <p>なお、高等学校等との連携による学生募集の強化を図るとともに、カリキュラムに県独自の園芸技術をいち早く導入するよう農業技術センター等研究機関と連携しながら授業を進めます。</p> <p>また、地元との連携強化策として現在、可児市等のまちづくりに参画し、地域から求められる技術面の協力をを行っています。</p>

意見の概要		左記に対して講じた措置
項目	概要	
		<p>今後も、地域に開かれた学校とし、遠足の受入れなど施設の有効活用に努めます。 （国際園芸アカデミー）</p> <p>県下の高等学校・大学・企業・関係団体等とより一層の連携強化を図るための連携推進体制づくり検討し、後継者育成などの人材確保、育成に努めます。また、平成20年度に実施した「森林文化アカデミー外部評価」に基づき、運営方針の見直しを行います。 （森林文化アカデミー）</p> <p>県教育委員会とは、現在も工業高校教員研修、工業高校生の体験学習、工業高校生ものづくりコンテスト等における施設設備の利用や実習等への協力などを行っており、今後、こうした連携を強化します。 なお、「国際たくみアカデミー運営協議会」、「短期大学校交流会」などを通じて関連企業や団体との連携を深め、企業ニーズや業界動向等を今後の運営の参考にします。 また、施設所在地である美濃加茂市とは「地域連携協定」を平成19年6月に締結し、双方の資源の活用や広報の利用などについて相互協力を深めています。 今後は、各アカデミーとの連絡調整の場を設け、連携を図ります。この他に、5年毎に策定する岐阜県職業能力開発計画（現在は第8次）の中で引き続き検討を進めていくこととします。 （国際たくみアカデミー）</p>
備品管理について	<p>県においては、不正資金問題を受けて策定した「岐阜県政再生プログラム」に基づき、予算の使い切りの全廃と徹底した経費削減に取り組んでいるところであり、また、県財政が厳しく、資産を購入するにも予算が割り当てられなくなってきている。しかし、一部の機関において備品管理を適切に行っていないのは、必要なものは必要な時に買えばいいという過去からの慣習が抜けきっていないのかと思われる。</p> <p>県民の税金で購入した資産はすべて財産であり、適切に管理しながら有効利用しなければならないということを県職員全員に知らしめるとともに、正しい実査が行えるよう、例えばプロジェクトチームを結成し、各機関循環して立会を行い、実施要領に基づいた実査が行われているかどうかを確認することも検討していくことが望まれる。</p>	<p>物品の現物実査が行われたかどうかは、会計事務特別検査や会計事務巡回指導で確認します。 （出納管理課）</p> <p>保有備品のデータを学内LAN共有ファイルに掲示し、情報の共有と有効利用に役立てています。 物品の現物実査実施要領に基づき遊休備品を取扱うものとし、当校の「I A M A S 備品購入・管理マニュアル」に遊休物品の規定を追加し、学内で使用しない物品は、物品一覧表へ「遊休」と記載するとともに、他の物品と混在しないよう遊休備品と分かる表示をし、保管場所を定め保管しました。また、イントラネットの掲示板を活用し、遊休物品の有効利用を図りました。 （国際情報科学芸術アカデミー）</p> <p>備品の適切な管理及び有効活用については、職員に周知し、適正な利用を図ります。また遊休物品の定義に基づき、備品の利用状況を確認するとともに、遊休物品については有効活用を図るため、イントラネット</p>

意見の概要		左記に対して講じた措置
項目	概要	
	<p>また、遊休備品についての現場での理解が、遊休資産に計上することは無駄な支出を過去にしてしまったことを認める行為としてのみ理解されており、今後の有効活用へのデータベースとしての理解が不足している。</p> <p>遊休資産については、それが他部門で活用されるのであれば、他部門で、購入することなく活用することが必要であるにもかかわらず、台帳に遊休の記載がないため活用されているとの誤解を招くことになる。そのような資産があるのかどうか、あればどう有効活用していくか、必要としている部門が遊休資産を求めるのは当然であるが、遊休としている部門が積極的に他部門へ活用をアピールしていくことも当然必要である。</p>	<p>の掲示板に掲示したところ、不用と判断されたため、適正に処分を行いました。 (国際園芸アカデミー)</p> <p>遊休備品については、物品の現物実査実施要領に基づいて把握し、それらをイントラネットに掲示し管理換え等を行うことで、有効活用に努めました。 今後も、管理換え・不要決定処分等により、遊休物品の有効活用及び整備促進を図ります。 (森林文化アカデミー)</p> <p>平成19年度実施した現物実査の結果、「現在は使用していないが、将来使用する可能性のある物品」又は「故障や破損のため1年以上使用できない状態の物品」を遊休物品として整理しました。</p> <p>平成20年度の現物実査においては、物品の現物実査実施要領に基づき、現物実査を完了し、同時に遊休物品についても把握しました。</p> <p>遊休物品の旨登録した物品については、イントラネットの掲示板への掲示等により他機関での有効活用ができるよう情報提供し、有効活用に努めました。 (国際たくみアカデミー)</p>

指定管理者制度の導入状況を踏まえた公の施設の管理運営について

1 岐阜マリンスポーツセンター

結果の概要		左記に対して講じた措置
項目	概要	
株式会社マリーナ河芸との会計区分の厳格化について	金額的な多寡を問わず、正しい収入を認識して計上するため、収入の帰属先については、株式会社マリーナ河芸と岐阜マリンスポーツセンターとを混同しないように処理する必要がある。	平成19年度までは株式会社マリーナ河芸と県からの指定管理料振込の銀行口座が同一で、経理処理に一部混同した部分がありましたが、平成20年度から指定管理者用の銀行口座を別途設け、正確な収支仕分けに努め、経理の明確化を図っております。

2 世界淡水魚園水族館

結果の概要		左記に対して講じた措置
項目	概要	
収支の補てんについて	<p>水族館の収支計算書には、実態のない総合管理費が一般管理費に35,000千円計上されている。この結果、35,000千円経常利益が減額され、それに伴い県への納入額が減額されている。</p> <p>水族館の収支計算は、株式会社江ノ島マリンコーポレーションの一部門として作成されており、収入は当然のこと、支出も水族館で直接要する支出のみである。本来ならば間接的な本部費の負担をすべきと考えられるから、総合管理費の捉え方によってはその計上も不当とはいえないが、具体的にどのような業務に対するものであるか及びその算定根拠は明確にされていない。</p> <p>県の担当部署との合意は得ているとのことであるが、正当な対価であれば管理運営協定書に明示し、算定根拠も明らかにすべきである。</p>	<p>総合管理費は、世界淡水魚園水族館の運営事業にかかる諸経費のうち、株式会社江ノ島マリンコーポレーション本社が世界淡水魚園水族館の関係者を指導するための経費であり、管理運営協定書に基づく覚書により、具体的な業務内容を明示したうえで、35,000千円を上限とすると規定しています。</p> <p>総合管理費の内容は、「ノウハウ料」であり、単純に個々の業務にかかる時間当たりの人件費などの実費として算定することができない諸経費であるため、積算上「実体のない総合管理費」と監査結果に示されていますが、不適切な経費が計上され、不当に収益が減らされているものではありません。</p> <p>35,000千円の算定は、前述のとおり実費による積算が困難であることから、概ね水族館の運営に関する事業費の約10パーセント程度を目安に、指定管理者と県との協議により決定しています。</p>

指定管理者制度の導入状況を踏まえた公の施設の管理運営について

1 岐阜県県民文化ホール未来会館

意見の概要		左記に対して講じた措置
項目	概要	
計画と実績の比較について	<p>企画事業、施設維持といった施設運営の業務それぞれにノウハウを持った共同体を組成して運営を任せることで、サービスの向上とともに支出を削減するという指定管理者制度の目的が達成できるようになることから、他の施設でも同様な手法を取り入れることが望まれる。</p>	<p>公募の際、指定管理者は単体事業者及び共同体も含めた応募者の中で区分なく、最適な事業者を選定しています。</p>
現金及び現金同等物の管理について	<p>往査時に現金の管理状況を確認したところ、数日間の売上現金が金庫に保管されたままの状況であった。</p> <p>例えば、現金管理規定により売上金額等残高を確認した後は遅滞なく銀行に預入する等の対策を取ることが望まれる。</p> <p>また、無料駐車券の管理状況についても良好とはいえなかったもので、今後は発行管理台帳の整備、連番管理により、その発行、回収について適切に管理することが望まれる。</p>	<p>指定管理者に対し、現金等は売上金額等残高を確認した後、速やかに金融機関に預入するよう指導しました。また、無料駐車券については、発行管理台帳により管理するよう指導しました。</p> <p>今後、毎月行なっている指定管理者との定例会で確認します。</p>
維持管理経費について	<p>(委託料) 委託業務に関する恣意性を排除するため、単に支出が抑えられているという事実の確認とは別に、取引自体の客観性、妥当性を検証することが望まれる。具体的には、このような取引について、契約内容や取引金額を報告させ、第三者と取引した場合と比較して妥当であるかどうかを検証することが望まれる。</p> <p>(消耗什器備品費) 新規購入分の備品については、県と指定管理者の間で収支計算の方法や比較的高額の定義といった詳細な取決めを明文化する必要がある。</p>	<p>(委託料) 毎月行なっている指定管理者との定例会において契約内容等を報告させ、客観性、妥当性を検証します。</p> <p>(消耗什器備品費) 備品については、県の物品会計に準じた取扱を明文化するよう指導しました。</p>
施設運営費について	<p>施設運営費については、支出が若干増加しているが、住民へのサービス向上と利用促進のための広報活動によるものである。</p> <p>ただし、指定管理者の構成員との単独取引であるため、支出増が適切であったかどうかなどの客観性を検証することが望まれる。</p>	<p>毎月行なっている指定管理者との定例会において、契約内容等を報告させ、取引自体の客観性、妥当性を検証します。</p>
企画事業費について	<p>広告、イベント運営について、その専門である同社のノウハウを効率的に利用すべきであるが、やはり関係者間取引であるため両者間で公正な取引を行うとともに</p>	<p>毎月行なっている指定管理者との定例会において、契約内容等を報告させ、取引自体の客観性、妥当性を検証します。</p>

意見の概要		左記に対して講じた措置
項目	概要	
	その事実を検証するチェック機能を確保するべきである。	
人件費について	収支の差額の20%を県に返還する規定がある以上、支出の妥当性が担保されなければ指定管理料の適切な運用、ひいては指定管理者制度の根幹を揺るがす問題となる。ただし、これによりすべての取引を細かくチェックする必要があるというわけではない。指定管理者に管理運営を委託した以上、最低限検証しなければならない項目として、関係者間取引があるということである。人件費に限らずその他の支出についても、同様な趣旨から必要最低限の検証を行うことが望まれる。	県による指定管理者の会計検査において、各社の業務日報等による職員の勤務実態や各社の人件費の支出根拠資料等を確認します。
施設の目的外使用の現況について	会館の運営上、利用者サービスを考えて目的外使用していくのであれば、不採算事業の継続について、損失をすべて指定管理者の負担とすることは、指定管理者に過度な負担を強いることになる。その結果、県民負担は軽減されるにしても、今後の指定管理者の選定にあたって障害となるのではないかと危惧されるため、レストラン等の運営を指定管理業務に含めるなど、会館を包括的に運営させる方策を検討することが望まれる。	レストラン等を指定管理業務に含めるか否かについては、今後の運営経過を踏まえ、協議していきます。

## 2 南飛騨健康増進センター

意見の概要		左記に対して講じた措置
項目	概要	
収入について	このような施設が岐阜県にあることを県民全体に知ってもらえるような大々的なPR活動を実施して知名度をアップし、利用者を少しでも増加させるとともに、県内企業とタイアップした健康づくりを行うなど外部資金を獲得する方策を検討すべきである。	現在、南飛騨健康増進センターが行う体験講座と合わせて当施設が持つ地域資源を見直し、県民全体に当施設の魅力・楽しみを効果的かつ効率的に伝えられるよう、積極的な広報・PR活動を進めています。また、外部の方による施設の利活用やイベント開催等、誘客拡大につながる場を活用した催事の誘致にも努めています。
支出について	今後「薬草の森」を維持していくことについては、その重要性を明確にした上での判断が必要となり、中途半端な状態で県民の税金が無駄に使われることのないよう、支出に見合う効果が上がるものなのかどうか、南飛騨健康増進センターと所管課が十分に議論して検討しなければならない。	「薬草の森」について、南飛騨健康増進センターと健康福祉政策課との協議をふまえ、現在、当施設全体の目的に資する役割及びその効果に対応した身の丈に合った合理的な維持管理を常に考え、経費削減に努めています。また、薬草の森の魅力をより多くの方に知っていただくため、手作り薬草の森ガイドマップを作成する等、積極的に広報・PR活動を進めています。

意見の概要		左記に対して講じた措置
項目	概要	
来場者数について	<p>飛騨地方以外はまだまだ多くの県民が知らない状況にあり、利用者数の増加を期待するのであれば、まず岐阜をはじめ、西濃、東濃からの利用者を増やす必要があり、それにはこの施設があること自体を知ってもらうよう積極的なPR活動を行っていく必要がある。</p>	<p>現在、利用者の居住する地域によって南飛騨健康増進センターに求めるものが違うことを考慮し、県内・東海地域といった地域や遠方・近隣を意識した事業を企画するとともに、ウォーキング・そば打ち等個別のニーズにも配慮して積極的な広報・PR活動を進めています。</p>

### 3 飛騨・世界生活文化センター

意見の概要		左記に対して講じた措置
項目	概要	
収入について	<p>最新の舞台装置を備えたコンベンションホールが、実際は体育館として主に使用されている点には大きな疑問が残るが、これも地域への貢献と考えるならば施設使用料の増収は難しい状況にある。</p> <p>芸術堂については、指定管理者制度移行後に最も稼働率が低下した施設であり、早急な対策が必要である。</p> <p>大会議室については、会議室1、2とあわせて、稼働率はほぼ横這いである。広い駐車場やその他施設との相互活用により稼働率を上げる努力が望まれる。</p> <p>施設使用料は、施設別及び目的別の使用料の集計が行われていない。今後は施設ごとの稼働率とあわせて、施設別及び目的別の使用料を把握することが望まれる。</p> <p>チケット収入、助成金・賛助金収入については、全て企画事業に関連するものであるが、本当に地域文化の振興や活性化に寄与する企画なのかの検討も必要である。</p>	<p>コンベンションホールは、展示会、公演、大規模会議、スポーツなどができる多目的施設です。平成24年岐阜国体のハンドボール会場であり、近年は選手育成のために多くの利用をいただいています。</p> <p>平成20年5月から新たな利用者を確保するために毎月「お試しDay」を設けて、施設のPRに努めており、申込みをいただいています。また、地元コンベンションビューローと連携し、コンベンション誘致にも取り組んでいます。</p> <p>平成19年度は積極的な営業や広報活動により、3室とも稼働率が上昇しています。今後も引き続き努力していきます。</p> <p>施設使用料は、施設別及び目的別の使用料の集計を行なうよう指定管理者に指導しました。</p> <p>住民、評価委員会、来館者の声、アンケート結果等を分析し、企画立案に役立てます。</p>
支出について	<p>少しでも支出を継続して削減できるように、指定管理者は当然のこと、県、それから地域住民も力を合わせて努力していくことが必要である。</p>	<p>来館者に理解を得ながら、細やかな夜間電熱・空調の切替えや支障が出ない箇所における電球の間引きなど、環境への配慮も踏まえて実施しています。</p>

#### 4 岐阜県ミュージアムひだ

意見の概要		左記に対して講じた措置
項目	概要	
収入について	<p>利用者の増加を図り、安易に無料券を配布することなく広報や展示内容といったソフト面での更なる努力により、有料入場者数を増加させる必要がある。</p>	<p>無料招待券は、必要最小限の配布とし、有料入場者等の増加を図るために、東海北陸自動車道全線開通を契機とした北陸地方への誘致活動や、飛騨地区小中高等学校校長会を通じた児童生徒及びその保護者への広報、また、「山とひだびと」展の開催など、当館の特徴を生かし、飛騨のくらし・文化に密着した魅力ある企画展を実施してきました。</p> <p>しかし、現在行っている全ての公の施設等の抜本的な見直しでは、その運営コストを検討すると、費用対効果の面で非効率な施設となっており、その今後のあり方を地元市村等と検討しているところです。</p>
支出について	<p>指定管理者と県が業務を分担している実情から、単独でその施設の現状を検討するのではなく総合的に判断する必要があり、飛騨センター内の施設の効率的な利用を図るなど、施設全体での取組みが必要と考えられる。</p>	<p>指定管理者やレストラン等の関係者とは、情報の共有化を図り、共催事業の実施や体験学習プログラムの共同開発等、施設の有効活用に一層努め、また、経費の支出に関しても、指定管理者と連携をとり、効率的な執行により、その節減に努めてきました。</p> <p>しかし、現在行っている全ての公の施設等の抜本的な見直しでは、その運営コストを検討すると、費用対効果の面で非効率な施設となっており、その今後のあり方を地元市村等と検討しているところです。</p>

#### 5 岐阜マリンスポーツセンター

意見の概要		左記に対して講じた措置
項目	概要	
収入について	<p>現状の打開策として、(1)現状ではあまり利用されていないミーティングルームなどを宿泊室に用途変更するなどして、定員を増やしてより多くの小中学校の利用を図ること、(2)小中学校の学校行事については、宿泊費が減免されている(指定管理者制度募集の際の要件にあり、県内外を問わないこととした)。</p> <p>しかし、県外の小中学生についても同様の処置を取っているため、県外分についてはいくらか利用料を徴収することにより、利用料収入を少しでも増加させながら県施設としての存在価値を維持していくことが必要である。</p>	<p>当施設の現在の最大宿泊人数は、60人となっています。ミーティングルームなどの用途変更により宿泊増員を図ることについては、合併処理槽の規模(70人槽)から、これ以上宿泊キャパシティを増やすことは困難であることが判明しました。このことから、引き続き現規模での宿泊者増及び収入増となるよう、県としても広報等積極的に支援してまいります。</p> <p>県外の小中学校が、学校行事で利用する場合の宿泊費の減免につきましては、指定管理者と協議し、平成21年度から取りやめることとしました。</p>
支出について	<p>支出の規模は小さいが、利用者へのサービス提供のためには重要な支出であるため、参加者を大勢確保できる企画事業を立案するとともに、積極的にPR活動することが望まれる。</p>	<p>指定管理者の自主企画イベントであるヨット教室の募集に当たっては、できるだけ多くの県民の参加が得られるよう、県広報紙等を活用し、積極的なPRを行ったところです。結果としまして、平成19年度と比較すると、参加者数はもちろん、県内から</p>

意見の概要		左記に対して講じた措置
項目	概要	
		<p>の参加も増えました。</p> <p>また、従来から「干潟観察会」や「カヤックによる川の散策」「浜辺のクリーニング」などの体験学習メニューも取り揃えており、宿泊利用者に楽しんでいただいておりますが、なお一層のPRについて県も協力してまいります。</p>
全体の費用処理について	再度費用項目の負担関係を見直し、より正確な会計区分を行うとともに、勤務時間、面積割といった基準で共通費用の按分計算がなされるよう早急に改善すべきである。	費用項目の負担関係を見直し、正確な会計区分を行うこと、また、共通費用の負担についても適正な計算により経理がなされるよう指定管理者に指導いたしました。
安全管理委託費について	実際に岐阜マリンスポーツセンターで負担すべき間接的支出を計算し、それと現状の安全管理委託費と比較することで、少しでも県の指定管理料の負担が軽減できるよう、できる限り実態に即した金額となるよう毎期見直していくべきである。	<p>安全管理費は、県として、岐阜マリンスポーツセンター利用者の安全を図る上で必要な経費であり、救命艇のレンタル費用、船検代、船保険料、船整備料(日常を含む)、係留費等救命艇関係費、安全確認費用(人件費含む)、マリーナ使用料等の経費です。</p> <p>指定管理者に対し、県として安全管理委託費の内訳等が確認できるような経理処理を指示し、内容について毎期確認していくこととします。</p>

## 6 岐阜県先端科学技術体験センター

意見の概要		左記に対して講じた措置
項目	概要	
交通手段の確保について	県または市の協力により、土日祝日、夏休み期間など、多くの利用者が見込める日には瑞浪駅からの送迎バスを走らせるなど、利用者増加のために協力体制を整備することが望まれる。	瑞浪市コミュニティバスによる当館への利便性向上などについては、瑞浪市長・副市長と面談し、その理解と協力を要望しました。
岐阜県民の利用促進のためのPR活動について	テレビ、ラジオ、新聞等で紹介されることも多く、PR活動も積極的であるが、さらに多くの岐阜県民が来館するよう、県民だけの特典を付ける等工夫が必要と思われる。	より多くの岐阜県民に来館してもらえるように、県・市町村広報等を利用し、実験実習費(250円程度)を無料とするなどの夏休み企画を計画する一方、県内のみでの出前講座(こちらから出張して実演等)を大幅に増加しました。
施設維持管理の効率化について	県財政の状況からすれば、今後更なる支出削減が求められると予想されるため、施設の運営と維持管理を区別し、それぞれを得意とする管理者を指名することも次の指定管理者選定時には考慮することが望まれる。	センター運営の特異性及び効率性を念頭に、施設運営と維持管理を区別することの有効性・実現性等を含めて検討を進めます。
委託料について	前年踏襲する風土を改め、支出削減効果が期待できる競争入札制度の導入を早急に検討することが望まれる。	平成20年度の競争入札案件については、1者随意契約を廃止し、すべて指名競争入札を実施しました。

7 世界淡水魚園水族館

意見の概要		左記に対して講じた措置
項目	概要	
賛助会員制度導入について	より安定した来館者数及び収入を確保できると考えられるため、賛助会員制度を創設することを検討することが望まれる。	地元地域の企業に従業員の福利厚生を目的として水族館を利用していただき、賛助会員制度の目的は果たされているものと考えています。
収支計画の定期的な見直しについて	開園後3年経過し、開園初年度は予想以上の収入があったものの、その後の入場者の減少は計画以上に大きく、事業が赤字化して指定管理者が辞退することのないよう、事業の安定性についての課題をチェックし、早期の改善を協議して、今後早い段階で現状にあった将来収支計画を再度作成することが必要である。	広報戦略の強化及び企画展など主要イベントの定着により、開館から続いていた入館者数の減少傾向に歯止めがかかり、平成20年度は対前年約3万人を超える見込みであり、入館者数が底を打ったものと思われま。今後も、安定経営に努めるとともに、社会情勢の急変などに対応できるよう、入館者数の動向や運営収支の状況を参考に、関係機関との協議を積極的に行います。
施設設備の再投資について	今の段階から、将来の設備投資について関係者間で協議を行い、できる限り県の資金負担を抑えられるよう準備をしておくことが望まれる。	当面、既存施設を活用した安定経営を目指しますが、今後の入館者数の動向や運営収支の状況を参考に、設備投資と誘客戦略の両面から関係機関とともに検討を進めます。
P R活動について	環境教育実践の場として、また、地域交流の拠点としての役割を持つ一方、毎年400,000千円を超える支出を今後27年間払い続けなければならないという事実を県民に伝え、この施設の今後を真剣に考えてもらい、有効利用されるようなP R活動も積極的に行うことが望まれる。	水族館は、P F I的手法により、施設所得時にかかる膨大な費用負担を軽減し、費用負担を平準化した事業スキームを採用していることを説明していきます。また、有効利用について利用者の意見を聞くとともに、引き続き、積極的なP R活動を行い県民の貴重な財産の有効活用に努めます。

8 今後の提言

意見の概要		左記に対して講じた措置
項目	概要	
施設の今後の在り方について 南飛騨健康増進センター	今の時代、自然と触れ合う施設としては十分魅力を出せると期待できるので、南飛騨国際健康保養地構想自体が転換期を迎えている現状では、是非思い切った転換を図るべきである。そのように施設を有効利用し価値を高めていけば、民間企業を対象とした指定管理者制度の採用も可能になるであろう。そのような努力をしても、利用状況が好転しなければ、事業を中止し外部へ売却することも考えられることが望まれる。	現在、南飛騨健康増進センターは、県民の健康増進に資する施設であるだけでなく、自然を始めとした観光資源もあることから、県外の方々も含め、多くの方が来て楽しんでいただけるよう、新たに「南飛騨健康増進センター広報戦略」を策定し、積極的な広報・P R活動を進めています。 今後は、一層の利用促進を図る一方で、現状を見ながら施設のあり方を検討していきます。 (健康福祉政策課)
施設の今後の在り方について 飛騨・世界生活文化センター	今後、この施設の在り方について、初期投資及び維持管理に係る投資とその効果の関係を常に意識したうえで関係者全員が真剣に議論し、大幅な利用状況の改善が望	地域住民参加型のイベントの開催や県内外に向けた取り組みにより、平成19年度は過去最高の来館者数(413,587人)となり、大会議室、会議室1、2についても稼働率が向上しています。平成20年度第3四半期

意見の概要		左記に対して講じた措置
項目	概要	
	まれる。それが困難である場合には、売却、譲渡といったことまで踏み込んで検討する必要があると思われる。	までの実績も対前年度同時期との比較において利用者が増加しているところです。今後も引き続き、より一層のサービス向上に努めるとともに、施設のあり方について真剣に議論し、検討してまいります。 (人づくり文化課)
施設の今後の在り方について 岐阜マリンスポーツセンター	他県にある施設で県民の利用促進の向上を目指すのは極めて難しい問題である。県財政が厳しい中、今後も県民の利用状況が低い状態を脱却すべく抜本的な対策を取る必要がある。 例えば、オフシーズンの休業化等を実施するなど経費削減を行うなどして、それでも大幅な改善が見られないのであれば、施設自体を売却、又は譲渡するなどについて早急に検討する必要がある。	引き続き一層のPR等により県民の利用促進を図ってまいります。施設の在り方については慎重に検討してまいります。 (スポーツ健康課)
契約内容の明確化と統一について	基本協定書については、対象となった施設を管理する所管課が策定しており、大きな差はないにしてもその規定ぶりはそれぞれの所管課で異なっている。再委託の際には県全体でできる限り統一することが必要である。	施設の特性から、やむを得ず変更せざるを得ないものを除き、標準協定書に準拠し作成するよう指導します。 (管財課)
評価制度の充実について	評価委員会 指定管理者の管理運営業務を評価するにあたっては、各施設の特長性があるとしても、公の施設として、他の施設とを比較して判断することも重要であると考えられる。 現状の選任方法では、評価委員が他の施設との比較判断ができないため、審査委員会と同じように、固定委員と随時委員による評価委員会制度の導入なども検討することが望ましい。 評価方法 指定管理者評価マニュアルをホームページで公表し、評価項目、評価ポイント、評点、評点に基づく総合評価等の評価基準を明らかにして、指定管理者制度の充実を図っている自治体もあり、県においても制度の所管課である総務部管財課において、評価マニュアルを作成して各施設について統一的な評価が実施されることが望ましい。	毎年、更新や新規の施設のみを対象とする審査委員会に対し、評価委員会は全ての施設を対象とすることから、全47施設について、1つの評価委員会で評価することは、委員の日程調整等、物理的に困難であると考えております。なお、現在類似施設(福祉施設、スポーツ施設、公園)において、合同の評価委員会を導入しています。また、評価方法の統一化を行うよう現在、検討中です。 (管財課)
公募の徹底について	平成18年4月からの制度導入で指定期間が3年間の施設においては、再指定の時期が来年に迫ってきており、実績を踏まえたうえで、県としては再度この制度の意義を	現在、特定者指名としている施設についても、公募可能な施設については公募することとしております。 (管財課)

意見の概要		左記に対して講じた措置
項目	概要	
	<p>確認し、メリットを活かすような対応を図る必要がある。安易に継続指定することなく、広く公募が実施され、本来の目的が達成できるような制度となっていくことが期待される。</p>	
<p>企業会計の導入と監査制度の採用について</p>	<p>指定管理者制度の一事業年度の成果は収支計算書として報告されるが、この収支計算書は県の会計と同様、いわゆる現金主義ベースで作成されている。昨今、公会計においても企業会計の導入が求められており、指定管理者制度でも企業会計に基づく損益計算書により運営成績を明らかにしたほうが、より実態に合った評価が可能と考える。</p> <p>監査委員監査では、今年度から予備監査業務を一部アウトソーシングしているため、その専門性を活かすため、指定管理者に対する予備監査業務についてもアウトソーシングの対象として拡大することが望ましいと考える。</p>	<p>事業報告書に損益計算書を提出するように各所管課に通知しました。 (管財課)</p> <p>-----</p> <p>指定管理者に対する予備監査業務の外部委託については、平成20年度から導入しています。 (監査委員事務局)</p>
<p>財団を指定管理者に選定した場合の人件費の開示について</p>	<p>指定管理者となっている財団のほか、県直営施設の収支計算書には県が負担している職員の人件費が計上されていないため、実際にいくらの税金が投入されて運営されているのかが分らない。そのような状況で、経済性、効率性を正しく評価できるのか、場合によっては全く逆の評価をしてしまう恐れもある。</p> <p>県民に正しい情報を提供するという意味でも、実際に負担すべき支出を総額で計上するよう、従事している職員の人件費を反映した収支計算書を作成することが望まれる。</p>	<p>指定管理者となっている公益法人には、人件費を反映した収支計算書を提出するように各所管課に通知しました。 (管財課)</p> <p>-----</p> <p>平成19年度決算から施設運営の評価資料等において、人件費総額を含めた記載とします。 (研究開発課)</p>